

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

別表第1

| 番号 | 区分 |
|-----|--|
| 略 | 略 |
| 4 1 | 令和3年11月町田市告示第314号に定める町田都市計画南町田グランベリーパーク駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南町田グランベリーパーク駅周辺地区地区整備計画区域」という。） |
| 略 | 略 |

別表第1

| 番号 | 区分 |
|-----|--|
| 略 | 略 |
| 4 1 | 平成28年8月町田市告示第188号に定める町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南町田駅周辺地区地区整備計画区域」という。） |
| 略 | 略 |

別表第2

1～40 略

4 1 南町田グランベリーパーク駅周辺地区地区整備計画区域

| (あ) | (い) | (う) | (え) | (お) | (か) | (き) | |
|---------|---|--------------|--------------|------------------------------------|--|-------------|------|
| 計画地区の区分 | 建築することができる建築物 | 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等 | 建築物の高さの最高限度 | 軒の高さ |
| A地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ | — | — | 500平方メートル。ただし、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2 | 町田都市計画南町田グランベリーパーク 次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩 | 120メートル | — |

別表第2

1～40 略

4 1 南町田駅周辺地区地区整備計画区域

| (あ) | (い) | (う) | (え) | (お) | (か) | (き) | |
|---------|---|--------------|--------------|------------------------------------|--|-------------|------|
| 計画地区の区分 | 建築することができる建築物 | 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等 | 建築物の高さの最高限度 | 軒の高さ |
| A地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ | — | — | 500平方メートル。ただし、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2 | 町田都市計画南町田駅周辺地区 次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩 | 120メートル | — |

屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）
(5) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びクリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。）
(6) 倉庫業を営む倉庫
(7) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。）
(8) 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るも

条第2項に規定するガス小売事業（以下「ガス小売事業」という。）及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業（以下「一般ガス導管事業」という。）の用に供する整圧器又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの敷地については、この限りでない。

駅周辺地区計画図に表示する距離

行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。）
(2) ガス小売事業及び一般ガス導管事業の用に供する整圧器
(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路
(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると

屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）
(5) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びクリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。）
(6) 倉庫業を営む倉庫
(7) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。）
(8) 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るも

条第1項に規定する小売供給（以下「小売供給」という。）の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。

計画図に表示する距離

行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。）
(2) 小売供給の用に供するガバナーステーション
(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路
(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると

営む店舗に附属するものを除く。)

- (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の30を超えるもの
- (7) 倉庫業を営む倉庫
- (8) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の

ス導管事業の用に供する整圧器

- (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路
- (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要な建築物

営む店舗に附属するものを除く。)

- (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の30を超えるもの
- (7) 倉庫業を営む倉庫
- (8) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の

バナーステーション

- (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路
- (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋

に類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の30を超えるもの
(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
(8) カラオケボックスその他これに類するもの
(9) 倉庫業を営む倉庫
(10) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の

(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路
(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋
(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要な建築物

に類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の30を超えるもの
(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
(8) カラオケボックスその他これに類するもの
(9) 倉庫業を営む倉庫
(10) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の

(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路
(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|---|---|--|--|--|---|---|-----|--|---|---|--|---------------------------------|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| | 貯蔵倉庫を除く。） (11) 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| D地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) <u>工場（自家販売のために食品製造業を営むものその他これに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。）</u> (6) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷 | — | — | 500平方メートル。ただし、 <u>ガス小売事業及び一般ガス導管事業の用に供する整圧器</u> 又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上の敷地については、この限りでない。 | <u>町田都市計画南町田グランベリーパーク駅周辺地区計画</u> に表示する距離 | 次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。） (2) <u>ガス小売事業及び一般ガス導管事業の用に供する整圧器</u> | — | — | D地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) <u>倉庫業を営む倉庫</u> (6) 法別表第2(ぬ)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷 | — | — | 500平方メートル。ただし、 <u>小売供給の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上の敷地については、この限りでない。</u> | <u>町田都市計画南町田駅周辺地区計画</u> に表示する距離 | 次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。） (2) <u>小売供給の用に供するガバナーステーション</u> | — | — | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------------------|---|---|--|---------------------------|---|--------|---|--|--|-----|---|---|---|---|---------------------------|--|--------|---|
| | 地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。） | | | | | (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路 (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋 (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要な建築物 | | | | | | (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路 (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋 | | | | | | | |
| E地区 | 都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物 | — | — | 500平方メートル。ただし、 <u>ガス小売事業及び一般ガス導管事業の用に供する整圧器又</u> | <u>町田都市計画南町田グリーンパーク駅周</u> | 次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡 | 10メートル | — | | | E地区 | 都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物 | — | — | 500平方メートル。ただし、 <u>小売供給の用に供するガバナーステーション又は公衆便</u> | <u>町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画</u> | 次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡 | 10メートル | — |

は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。

辺地区区計画図に表示する距離

デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。）

(2) ガス小売事業及び一般ガス導管事業の用に供する整圧器

(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路

(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指

所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。

図に表示する距離

デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。）

(2) 小売供給の用に供するガバナーステーション

(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路

(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | 定する構造の自転車駐車場の上屋 <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要な建築物</u> | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

42～45 略

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|-----------------|--|--|
| | | | | | | | 定する構造の自転車駐車場の上屋 | | |
|--|--|--|--|--|--|--|-----------------|--|--|

42～45 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。